

茨木市歴史文化の魅力冊子発行業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市歴史文化の魅力冊子発行業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 茨木市歴史文化の魅力冊子発行業務委託
- (2) 業務の目的 茨木市の歴史文化を中心に紹介する冊子を発行することにより、市民が本市の歴史文化的背景やまちの魅力を認識・再認識するとともに、まちへの誇りと愛着、さらには今後のまちづくりへの期待感を醸成すること。
- (3) 業務内容 企画、取材、文章作成、デザイン、イラスト作成、写真撮影、編集、印刷、納品等、冊子作成にかかる一連の業務。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和5年10月31日まで

3 当該業務の予算額等

2, 832, 500円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和5年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札

参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (4) 過去3年間における本業務と同種又は類似の業務に係る請負金額について、50万円以上（複数業務の合算は可とする）の履行実績を有すること。

同種の業務：歴史文化をテーマとした自治体の冊子の企画・編集等一連の業務。

類似の業務：自治体・企業・団体等の冊子の企画・編集等一連の業務。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書兼回答書」（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールでまち魅力発信課宛送信すること。

提出期限：令和5年3月8日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市企画財政部まち魅力発信課

E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に茨木市ホームページに掲載する。

回答日：令和5年3月10日（金）午後3時から

掲載場所：茨木市ホームページ まち魅力発信課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/machimiryoku/index.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書

② ①の実績を証明できる契約書の写し等

③ 業務実施体制調書

イ 提出先：茨木市企画財政部まち魅力発信課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和5年3月14日（火）午後5時（必着）まで（厳守）

エ 提出方法：持参又は郵送による

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式3号）により3月16日（木）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式4号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにまち魅力発信課（茨木市役所本館3階）へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)オ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。また、企画提案書・会社概要が分かる書類の副本には、会社名を記載しないこと。

(2) 提出書類

ア 企画概要書（A3版1枚）

イ 企画提案書（任意様式）

① 企画構成案

② 企画・制作における提案（コンセプト、切り口、誌面構成、制作方法、紹介する歴史文化的地域資源の具体例・テーマ及びその理由等）

③ 冊子の規格（ページ数、印刷用紙等）

④ 作業スケジュール、打ち合わせ・校正の回数等

⑤ 発行主体、著作権その他の権利等に係る取扱い

ウ 表紙を含む7ページ以上のサンプル（ラフレイアウトで可、ただし2ページ程度はダミーではなく実際の文章を作成すること）（任意様式）

エ 使用を想定する紙のサンプル

オ 参考見積書（指定様式）及び内訳書

(3) 作成要領

別紙「仕様書」参照

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和5年4月7日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館3階 企画財政部まち魅力発信課事務室

ウ 提出方法：持参または郵送による

エ 提出部数

上記(2)提出書類ア～ウまでの書類を正本1部、副本8部 計9部、

エ・オの書類を各正本1部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容に対する質問については、以下のとおりとする。

ア 企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に対し市から質問がある場合は、令和5年4月14日（金）までに電子メールで送信する。

イ 市から質問を受けた提案者は、令和5年4月20日（木）までに市に対して回答すること。なお、この回答について再度市から提案者へ質問を行った場合、質問を受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

①結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書」（様式5）により、令和5年4月26日（水）（予定）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

②結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和5年5月2日（火）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする（別紙参照）

(1) 委員審査

企画提案、サンプルページ・ラフレイアウト等の内容 595/820点

(2) 事務局審査

作業工程、著作権その他権利等に係る提案
業務実績、業務実施体制、提案額（参考見積額） 225/820点

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し次の方法により決定する。なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、また提案額が同額の場合、別紙審査基準の「審査基準①」の評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ別紙審査基準の「審査基準①」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合及び参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和5年3月8日(水)午後5時まで
質問に対する回答	令和5年3月10日(金)午後3時から

参加申込期間	令和5年3月3日（金）午前9時から 令和5年3月14日（火）午後5時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知 企画提案書提出期間	令和5年3月16日（木） 令和5年3月17日（金）午前10時から 令和5年4月7日（金）午後5時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
市から提案者に対する 質問期限	令和5年4月14日（金）
提案者から回答期限	令和5年4月20日（木）
審査結果通知	令和5年4月26日（水）（予定）
契約締結	令和5年5月中旬
業務開始	令和5年5月中旬

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (6) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）等での参加は認めない。

16 担当部署

茨木市 企画財政部まち魅力発信課 担当 兼定・小橋
TEL 072-620-1602（直通）
E-mail : machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp